埼医業Ⅱ第２９６９号
令和７年３月１９日

郡市・大学医師会長　　殿
（医療保険担当理事）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　小　室　保　尚）
（公印省略）

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

標記のことについて、別添写しのとおり埼玉県保健医療部国保医療課長から依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員への周知方にご高配くださいますようお願い申し上げます。

担　当：業務課　業務Ⅱ担当　山口
電　話：048-824-2611、ＦＡＸ：048-822-8515
E-mail：yamaguchi@office.saitama.med.or.jp

写

国医第２８７０－１号
令和７年３月１４日

（一社）埼　玉　県　医　師　会　長
（一社）埼 玉 県 歯 科 医 師 会 長
（一社）埼　玉　県　薬　剤　師　会　長
（公社）埼 玉 県 柔 道 整 復 師 会 長
（公社）埼玉県鍼灸マッサージ師会長
（公社）埼　玉　県　鍼　灸　師　会　長
様

埼玉県保健医療部国保医療課長（公印省略）

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて（通知）

標記について、下記の県から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。
ついては関係機関へ周知してくださるようお願いします。

記

・高知県　（Ｒ７．３．６付け）

埼玉県 保健医療部 国保医療課
国保企画担当　町田
電話：048-830-3359
Mail：a3350-11@pref.saitama.lg.jp

６高国保第1080号
令和７年３月６日

各都道府県国民健康保険担当課長　様

高知県健康政策部国民健康保険課長
（　公　　印　　省　　略　）

国民健康保険被保険者証を無効とすることについて（通知）

標記の件について、大豊町から、別添のとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号）第16条の規定によりなお従前の例によることとされている被保険者証を無効とした旨の通知がありましたので、お知らせします。

また、関係機関に対しても周知いただきますようお願いします。

【担当】
高知県健康政策部国民健康保険課　川澤
TEL：088-823-9646
E-mail：131801@ken.pref.kochi.lg.jp

受付
-7. 3. 03
国民健康保険課

6大豊住保窓第56号
令和7年2月28日

高知県健康政策部長　様

大豊町長　下村　賢彦

大豊町国民健康保険被保険者証を無効にすることについて（通知）

このことについて、令和7年2月21日付大豊町告示第13-1号により、下記の被保険者証を無効としましたので通知します。

つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1	保険者番号	390518
2	被保険者記号番号	0028118
3	被保険者の生年月日	昭和46年6月23日
4	被保険者証の交付年月日	令和6年8月1日
5	無効とする年月日	令和7年2月20日
6	無効とする理由	盗難により不正に使用される恐れがあるため

問い合わせ先
〒789－0392
高知県長岡郡大豊町津家1626番地
大豊町　住民生活課　保険窓口班　国保係
電話　0887－72－0450